

第二言語習得研究会 会則

(本会の名称)

第1条 本会は、第二言語習得研究会（Japanese Association of Second Language Acquisition）とする。

(本会の目的)

第2条 本会は、第二言語／外国語としての日本語の習得に関する研究を深め、日本語教育に寄与することを目的とする。

(活動範囲)

第3条 本会は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 年1回の全国大会の開催
- (2) 年1回のジャーナル『第二言語としての日本語の習得研究』の発行
- (3) 地域における研究会等の開催
- (4) ホームページ、メーリングリストによる関連情報等の提供
- (5) その他、本会の目的達成のために必要な活動

(会員)

第4条 本会は、本会の趣旨に賛同して、大会に参加した者、メーリングリストに登録した者をもって会員とみなす。

(組織)

第5条 本会には、以下の役員および委員をおく。

会計委員・会計監査・事務局を除き、任期開始は1月1日とする。会計委員・会計監査・事務局の任期開始は4月1日とする。

- (1) 会長1名。任期は4年とし、会長を除く前期幹事の協議によって次期会長を選出する。再選を妨げない。
- (2) 副会長1名。任期は2年とし、前期ジャーナル委員長・前期大会運営委員長のいずれかから選出する。留任は妨げない。
- (3) ジャーナル委員会
 - a. ジャーナル委員長1名。任期は2年とし、次期任期3年目の委員から前期委員の協議によって選出する。留任はしないものとする。
 - b. ジャーナル副委員長2名。任期は2年とし、当該期委員の協議によって選出する。
 - c. ジャーナル委員若干名。任期は4年とし、正副委員長を含む。前期委員の協議によって選出する。2年ごとに半数ずつ交代し、留任はしないものとする。
 - d. 査読委員若干名。任期は4年とし、前期委員の協議によって選出する。2年ごとに半数ずつ交代し、留任はしないものとする。
 - e. 必要に応じて事務局をおく。
- (4) 大会運営委員会
 - a. 大会運営委員長1名。任期は2年とし、次期任期3年目の委員から前期委員の協議によって選出する。留任はしないものとする。
 - b. 大会運営副委員長1名。任期は2年とし、当該期委員の協議によって選出する。留任はしないものとする。
 - c. 大会運営委員若干名。任期は4年とし、正副委員長を含む。前期委員の協議によって選

出する。2年ごとに半数ずつ交代し、留任はしないものとする。

d. 必要に応じて事務局をおく。

(5) 大会実行委員会

- a. 大会実行委員会は大会運営委員会の下に置き、委員の任期を1年とする。
- b. 大会実行委員長1名。開催校より選出する。
- c. 大会実行委員若干名。開催校メンバー・開催担当委員（大会運営委員のうちの2名）・大会運営委員長・大会運営副委員長によって構成する。

(6) 会計委員会

1名、任期は2年とし、留任は妨げない。副会長を委員長とする。

(7) 広報委員会

- a. 広報委員長1名。任期は2年とし、次期任期3年目の委員から前期委員の協議によって選出する。留任はしないものとする。
- b. 広報委員若干名。任期は4年とする。前期委員の協議によって選出する。2年ごとに半数ずつ交代する。留任は妨げない。

(8) 会計監査

2名。任期は2年とし、留任は妨げない。前期会計委員長および次期会計委員長を除く幹事の協議によって選出する。

(9) 幹事

上記役員および委員のうち、会長・副会長・ジャーナル委員長・ジャーナル副委員長・大会運営委員長・大会運営副委員長・広報委員長の計7名を幹事とする。

(10) 事務局

会計委員長が兼任する。任期は2年とし、留任は妨げない。

(会計)

第6条 本会の経費は、ジャーナルの売り上げ、全国大会の参加費の収入をもって充当し、会計年度は4月1日に始まり、3月31日に終わるものとする。

(総会)

第7条 本会は、年1回定期総会を開くものとする。

(会則の変更)

第8条 本会の会則の変更は、幹事会の議決によるものとする。

付則 本会則は2006年1月1日より施行する。
本会則は2006年11月7日より改正施行する。
本会則は2007年11月13日より改正施行する。
本会則は2008年1月1日より改正施行する。
本会則は2011年1月1日より改正施行する。
本会則は2013年4月1日より改正施行する。
本会則は2020年1月1日より改正施行する。